

岩見沢市告示 第151号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり公告し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和 5年 8月 8日

岩見沢市長 松野哲



1. 都市計画の種類

道路

2. 都市計画を定める土地の区域

(1) 変更する部分

種別	名称	起点	終点	主な経過地
街路	3・4・39号西20丁目通	岩見沢市北5条西20丁目	岩見沢市10条西21丁目	岩見沢市7条西20丁目

(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)

3. 縦覧場所

岩見沢市 建設部 都市計画課

## 岩見沢都市計画道路の変更（岩見沢市決定）に係る理由書

### 1. 案件名

岩見沢都市計画道路の変更（岩見沢市決定）

### 2. 都市計画決定経緯

別添計画決定経緯表のとおり

### 3. 都市計画変更の内容

3・4・39号「西20丁目通」の一部区域の変更（変更区間L＝約230m）

### 4. 都市計画変更の理由

3・4・39号「西20丁目通」の事業実施に係る測量及び設計により、高低差の処理に必要な法面形状、側溝位置及び橋梁形状が確定したことから、その区域を都市計画道路の区域に追加する必要があるため。

## 岩見沢都市計画道路の変更（岩見沢市決定）

都市計画道路【3・4・39号】西20丁目通を、次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式における鉄道等との交差の構造	
幹線道路	3・4・39	西20丁目通	岩見沢市北5条西20丁目	岩見沢市10条西21丁目	岩見沢市7条西20丁目	約1,880m	地表面式	2車線	18m	JR函館線・JR室蘭線と立体交差 幹線道路と平面交差5箇所	(主要道道岩見沢月形線)

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

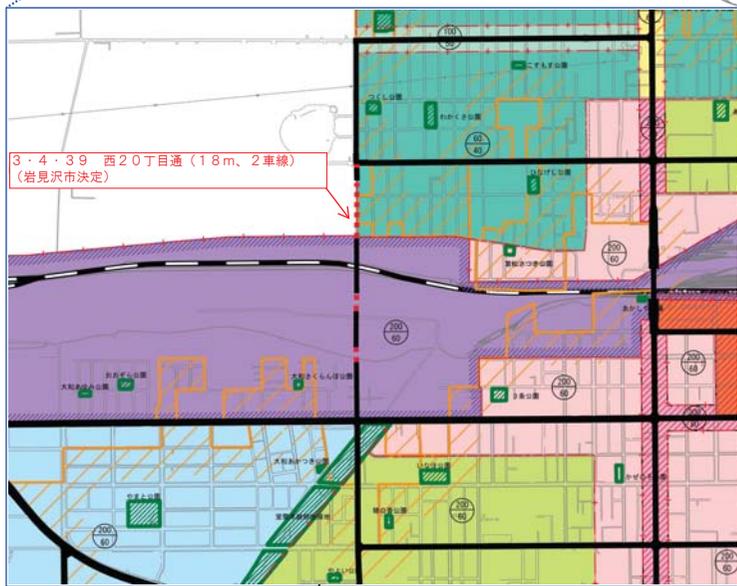
## 理由書

3・4・39号「西20丁目通」の事業実施に係る測量及び設計により、高低差の処理に必要な法面形状、側溝位置及び橋梁形状が確定したことから、その区域を都市計画道路の区域に追加する必要があるため。

# 変更説明書

新		旧		変更内容
番号	路線名	番号	路線名	
3・4・39	西20丁目通	3・4・39	西20丁目通	一部区域の変更（変更区間L=約230m） （都市計画道路区域に道路法面、側溝を追加）

岩見沢都市計画 総括図

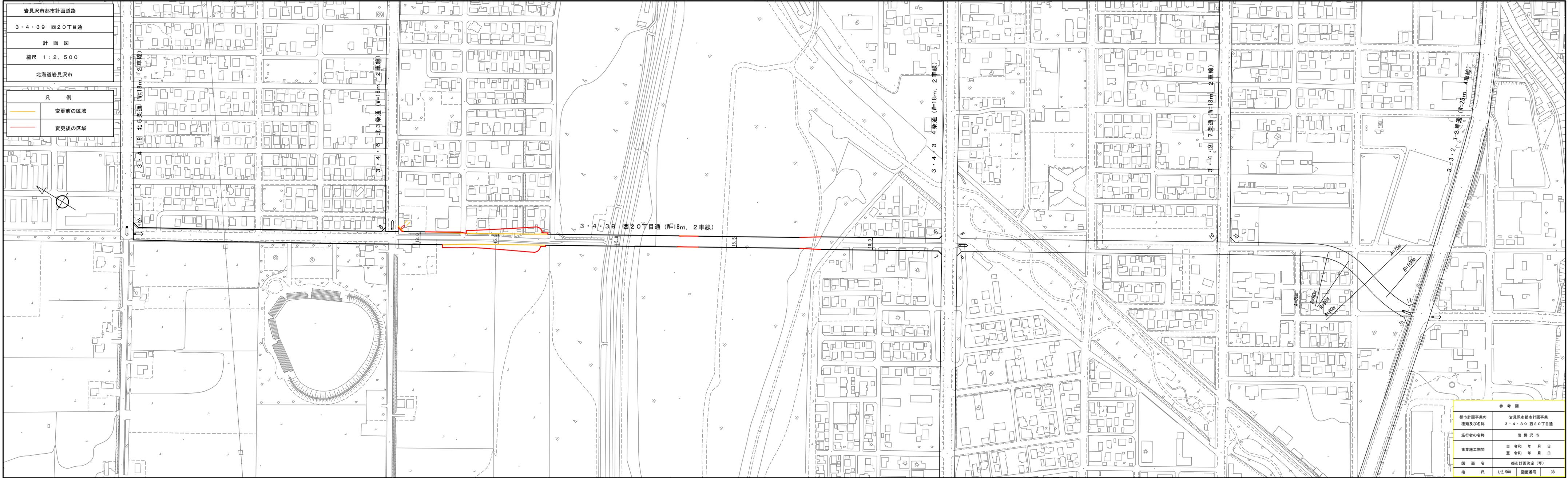


3・4・39 西20丁目通 (18m、2車線)  
(岩見沢市決定)

— 変更のない区間  
- - - 区域を変更する区間

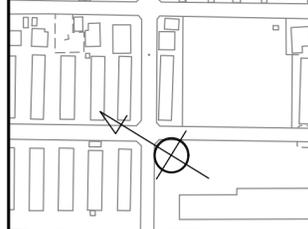
凡 例	
	都市計画区域境界
	行政区域境界
	第一種住宅地境界 (18m、2車線)
	用途地域境界線
	第一種低層住居専用地域
	第二種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域 指定なし
	第一種特別工業地区
	第二種特別工業地区
	大規模客施設附帯地区
	高度利用地区
	準防火地域
	都市計画公園・緑地・遊園・運動場
	都市公園
	都市計画道路
	都市計画施設(市場・大規模物)
	第一種市街地再開発事業
	地区計画
	平成27年人口集中地区(人口)

1:15,000 (1km=6.67cm)  
500 0 1000



岩見沢市都市計画道路  
 3・4・39 西20丁目通  
 計画図  
 縮尺 1：2,500  
 北海道岩見沢市

凡例  
 変更前の区域  
 変更後の区域



3・4・39 西20丁目通 (W=18m, 2車線)

参考図	
都市計画事業の種類及び名称	岩見沢市都市計画事業 3・4・39 西20丁目通
施行者の名称	岩見沢市
事業施工期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
図面名	都市計画決定(写)
縮尺	1/2,500 図面番号 38